

刈谷市清掃委託請負業者選定要領

(趣旨)

第1条 この要領は、刈谷市が施行する建物清掃委託業務の請負業者（以下「清掃業者」という。）の入札業者等の選定について、必要な事項を定めるものとする。

(発注基準)

第2条 指名競争入札に参加させる指名業者数の発注基準は、別表のとおり定めるものとする。

(清掃業者の選定)

第3条 清掃業者を選定しようとするときは、物品購入等業者名簿の中から選定するものとする。

2 清掃業者の選定は、次の各号に留意して適正に選定しなければならない。

- (1) 資格審査の基準日以降における不誠実な行為の有無
- (2) 資格審査の基準日以降における経営状況
- (3) 資本金、従業員数及び事業実績
- (4) 手持ち業務の状況
- (5) 当該業務における技術的適正
- (6) 資格審査の基準日以降における安全管理の状況
- (7) 資格審査の基準日以降における労働福祉の状況

(指名選定除外)

第4条 資格審査を受けた業者で刈谷市入札参加資格停止要領（平成6年7月12日施行）第3条及び第8条並びに刈谷市が行う調達契約等からの暴力団の排除に関する事務取扱要領（平成20年4月1日施行）第4条第1項の規定に該当する者は、指名業者から除外するものとする。

(雑則)

第5条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、刈谷市業者選定審査会において定める。

附 則

この要領は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

発注基準

積算金額	指名業者数
50万円を超え 300万円以下	3人以上
300万円を超え 500万円以下	5人以上
500万円を超え 3,000万円以下	6人以上
3,000万円超え	7人以上